

令和 8 年度

第 1 回江別市緑化推進審議会

日時 令和 8 年 1 0 月 2 日（金） 1 2 時 4 5 分～

場所 江別市大麻公民館 研修室 2 号

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 現地視察

- （1）江別市保存樹木指定解除検討木 1 本（下記の議案第 1 号）
- （2）江別市指定樹木候補木 1 本（下記の議案第 2 号）
- （3）江別市保存樹木候補木 3 本（次頁の議案第 3 号）

4 議事

（1）報告事項

ア 報告第 1 号 江別市保存樹木指定解除について

- ・資料 1 江別市保存樹木指定解除について（イチョウ）
- ・資料 2 江別市保存樹木指定解除について（ナナカマド）
- ・資料 3 江別市緑化推進条例

（2）審議事項

ア 議案第 1 号 江別市保存樹木指定解除について

- ・資料 4 江別市保存樹木指定解除について

イ 議案第 2 号 江別市指定樹木選定について

- ・資料 5 江別市指定樹木選定 一覧表
- ・資料 6 江別市指定樹木選定について
- ・資料 7 江別市指定樹木選定事業実施要領

【裏面へ】

ウ 議案第 3 号 江別市保存樹木指定について（指定樹木の昇格）

- ・資料 8 江別市保存樹木指定 一覧表
- ・資料 9 江別市保存樹木指定について（ミズナラ）
- ・資料 10 江別市保存樹木指定について（ミズキ）
- ・資料 11 江別市保存樹木指定について（メタセコイア）
- ・資料 12 関係法令

5 その他

6 閉 会

令和 8 年度第1回江別市緑化推進審議会会議録(要旨)

と き		令和8年10月2日(金)15時30分～16時30分
ところ		江別市大麻公民館 研修室2号
出席者等	出席委員	【10名】 大原会長、我妻副会長、阿部委員、裏委員、鎌田委員、郷委員、出南委員、根本委員、野木委員、皆川委員
	欠席委員	なし
	事務局	【8名】 近藤生活環境部長、新山生活環境部次長、堂前環境室長、鈴木環境課長、浅野自然環境担当主査、環境保全係廣川主任、同高田主事、喜多緑化専門員
	傍聴者	なし
	報 道	なし
司 会		鈴木環境課長
鈴木課長		それでは、これから議事に入りますが、ここからは、会長が議長となり進めさせていただきます。大原会長、よろしくお願いいたします。
傍聴希望者なし		
大原会長		それでは、これ以降、私が議長を務めさせていただきます。 報告事項の報告第1号「江別市保存樹木指定解除について」、事務局から説明をお願いします。
浅野主査		報告第1号「江別市保存樹木指定解除について」、ご説明いたします。 資料1をご覧ください。対象の東光町のイチヨウは、所有者の意向による伐採により消失したため、江別市緑化推進条例第10条第1項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第4項の規定に基づき所有者に通知したものであります。現況は添付の写真のとおりです。 本来であれば、所有者より市へ保存樹木等指定解除申請書の提出を受けた後、同条第3項の規定に基づき保存樹木の指定を解除するのが条例上の手順となります。今回は、申請書の提出がないまま、所有者による伐採が行われていることから、所有者に対して注意をしております。 なお、無断での伐採による指定解除という事態に至ったことから、今後は、同様の事案が再発することのないよう、保存樹木の所有者に対し、年1回、適切な維持管理や手続きについての注意を促す文書を定期的に発出するなど、周知・啓発を徹底し、再発防止に向けた措置を講じてまいります。 次に、資料2をご覧ください。対象の錦山天満宮のナナカマドは、令和8年1月21日付けで、「樹体腐朽の恐れがあるため伐採したい」として、保存樹木等指定解除申請書の提出を受けたものです。 申請内容どおり、状態が悪くなっていることを確認できたことから、江別市緑化推進条例第10条第3項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第4項の規定に基づき所有者に通知したものであります。 なお、当該樹木については伐採済みで、現況は添付の写真のとおりです。 指定解除の根拠規定であります江別市緑化推進条例第10条各項を資料3に記載しております。 以上、ご報告申し上げましたので、よろしくお願いいたします。
大原会長		ただいま説明のありました報告第1号「江別市保存樹木指定解除について」について、ご意見やご質問などはありませんか。
裏委員		保存樹木の伐採にかかる費用は、所有者負担ということでしょうか。
浅野主査		樹木の所有権は、あくまで所有者にありますので、かかる費用は所有者負担です。

裏委員	資料1のイチョウについては、保存樹木であることがわかるような表示はしてあったのでしょうか。
浅野主査	表示看板を立てておりましたが、伐採の際になくなってしまっていたというのが現状です。
野木委員	報告第1号のイチョウについて、伐採に至った経緯を差し支えない範囲で、周辺事情を含めて教えていただきたいと思います。残したいけれども難しかったとか、支援があれば残せた可能性があるとか、そういった事情があれば伺いたいと思います。
浅野主査	所有者に確認した際には、倒木の被害を防止したいとの申出を、事後でいただいたものです。 支援があれば防げたかという観点については、お答えが難しい部分がございます。この所有者には、何度か連絡を差し上げておりますが、ご返信をいただくことができたのは1回のみで、意思疎通が難しいという事情がありましたので、こちらからの積極的なアプローチがあった際に、そういった話に応じていただくことができたかは、わかりかねる部分です。
野木委員	民有地にある保存樹木については、所有者の管理責任が伴うため、何か起きる前に切ってしまいたいとか、経済的な事情で土地を売りたいとか、保存するのに難しい社会環境があるかと思えます。そういった実情に対して、何か公的なサポートのようなものを考えていかないと、民有地にある保存樹木を保存することは、なかなか厳しいということになっていくと思いますので、財政的制約があるのは承知の上ですけれども、検討いただければと思います。
浅野主査	先ほどの私の説明で1点補足がございまして、保存樹木又は指定樹木の管理者に、1本当たり2,500円の管理料をお支払いしているという支援がございまして。 ご指摘のとおり、リスクを嫌って、指定そのものを忌避するということも考えられると思います。また、指定樹木・保存樹木ともに高齢の樹木でありますので、長期に渡って保存することは難しいという実情がございまして。このため、指定樹木を新規に開拓をしていかなければという事情がございまして、所有者にもご理解を得られる形で丁寧な説明を続けていきたいと思っております。
郷委員	1本当たり2,500円の管理料をお支払いしているとご説明がありましたが、私の方で管理する野幌神社の保存樹木である桜が弱ってきており、枝先が折れそうになっているといった管理上の問題が起きております。 先ほど管理料として2,500円という説明がありましたが、もう少し何かしらの措置はできないのでしょうか。
浅野主査	1本当たり2,500円という金額で支援しておりますが、市の財政的な事情もありますので、この場で、具体的な対応などのお話はいたしかねますことをご了承ください。 また、樹木の管理につきましては、あくまで所有者の所有物だというお話を差し上げましたが、その一方で、市の名木であることから、市の緑化専門員が年に1回、すべての指定樹木・保存樹木の状態を確認しております。その際に、樹木の状態が悪いとか、樹木の所有者から樹木の状態についてご相談をしたいといったお話をいただければ、現地にお伺いしております。また、こちらでできる範囲にはなりますが、塗り薬を塗るといった簡単な処置であれば行うことができますので、一度ご相談をいただければと思います。
大原会長	1本当たり2,500円という金額で支援しているが、それですべてを賄っていただくということではなく、何かあった際には相談を受けるという認識でよろしいですか。
浅野主査	そのご認識で差し支えありません。
大原会長	ありがとうございます。指定している樹木を切るということは、やはり抵抗があることだと思いますので、うまくバランスをとることが大事であると感じます。 所有者変更などの事情はあるかと思いますが、裏委員からありましたように、看板があっても保存樹木を切ってしまうというようなことも起きてしまいましたので、定期的に所有者の方と連絡が取ればより良いと思います。 他にご意見等はございますでしょうか。

委員一同	(意見等なし)
大原会長	なければ、報告第1号「江別市保存樹木指定解除について」を終結します。 続いて、審議事項の議案第1号「江別市保存樹木指定解除について」、事務局から説明をお願いします。
浅野主査	議案第1号「江別市保存樹木指定解除について」ご説明いたします。 資料4に樹木の位置図等を記載しております。 現地視察の際に、質疑応答の時間を設けさせていただきましたが、この場で改めてご審議いただきたく、よろしくお願いいたします。
大原会長	ただいま説明のありました「江別市保存樹木指定解除について」について、ご意見やご質問などはありませんか。
野木委員	既に枝のほとんどを落としておりますし、これ以上保存するのは困難ですので伐採することになるかとは思いますが、再生した萌芽枝(ほうがし=ひこばえ)を使って、同じ場所にキリの木を育てることはできると思います。ただ、そこまでして残す意味があるのかといったところもあるかと思うので、キリを切った後にどうしていくのかという点をお伺いしたいと思います。 おそらく、入植した人が生活のために植えた木だと思います。萌芽枝を活かして育てるとなれば、一時的に若くはなりますが、いずれは成長します。入植者が生活のために植えた文化的景観のような位置付けで残していくのか、遺伝資源的には特段重要ではないと整理する予定なのか、今後の方向性をお聞かせいただければと思います。
浅野主査	湯川公園の所管課からは、伐採の意向であると聞いておりますが、伐採以降にどのようにするかは確認しておりません。 野木委員のご指摘のとおり、遺伝子的存続の重要性はさほど高くない樹木と認識しておりますが、根元にひこばえが生えており、再生する可能性は十分ございます。所管課が、現在のキリの木と同じ場所にキリの若木を残ることを希望するかはわかりかねますが、こちらとしては樹木が減るのは事実なので、緑化推進という観点から所管課に伝えたいと思います。
野木委員	抜根さえしなければひこばえが成長すると思いますので、所管部局にはそのような意見が審議会で出たという形でお伝えていただければよろしいのではないかと思います。
浅野主査	承知いたしました。所管課へは、審議会意見として申し伝えます。
大原会長	伐採した木に関して、伐採した木そのものは、伐採以降どのようにしていたのでしょうか。使える、使えないといった話はあるのでしょうか。
浅野主査	伐採した樹木に利用価値があるか否かという判断や、実際にどのように使っているかというところまでは把握していないというのが現状です。
大原会長	そうしますと、現在のキリの木はなくなってしまうけれども、再生の余地があるのかというところが論点になるように思います。
野木委員	残すという観点での補足になりますが、もし残すとなれば、ひこばえを残して育てるしかないだろうと思います。今現在も、ひこばえは出ていますので、切った後に一斉に萌芽(ほうが)するのではないかと予測しますが、その場合、伐採業者にその旨を丁寧に伝えておかなければ根が傷んでしまう可能性があります。 萌芽枝を生かすということであれば、伐採時に留意していただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。
浅野主査	承知しました。所管課としては、危険な樹木なので伐採したいという意向は変わらないと思いますが、ひこばえについては認識していない可能性がありますので、丁寧に説明してまいります。
大原会長	市ホームページにおいて、解除してしまった樹木は、過去のものとして残してもらうようにしております。看板も過去のものとして残し、サークルにして囲う等すると、この場所にはかつて保存樹木があり、ひこばえで再生しつつあるという、これからの状況を見ることができて良いのではないかと思います。 そういったプロセスで再生できるものもあれば、再生できないものもありますの

	で、過去のことがわかるというのは、市にとっても良いのではないかと思います。 皆様からも、解除することは致し方ないとしても、その後のことも含めてご意見等はございますでしょうか。
郷委員	会長の意見に賛成です。
鎌田委員	実際に木を見て感じたのは、通路側に傾いており、この先何事もないとは言えませんので、会長の意見に賛成です。伐採することになったとしても、ここにこのような木があったという事実を残せると良いと思います。
大原会長	このような情報は、管理する部局に共有していただくことは可能でしょうか。
浅野主査	担当者間で共有いたします。
大原会長	解除となると後戻りはできないものですから、この場で様々な意見を出していただいて、管理部局に判断していただきたいと考えます。他にご意見等がありましたら、お願いいたします。
野木委員	仮に、ひこばえを生かすのであれば、伐採する際に、木の高い所を伐ってしまうと、株が腐った場合に、ひこばえが脱落してしまう可能性がございます。地面から低い位置で切っていただくと、その後のひこばえが生き残りやすくなりますので、生かすのであれば、そのような伐り方をしていただければと思います。
浅野主査	承知しました。今のご意見も所管課にお伝えいたします。
大原会長	審議会意見として、指定解除はやむを得ませんが、少しでも再生を促す形で管理していただきたいということでよろしいでしょうか。
委員一同	了承
大原会長	それでは、保存樹木の指定を解除することについて、了承することといたします。 続いて、議案第2号「江別市指定樹木選定について」、事務局から説明をお願いします。
浅野主査	議案第2号「江別市指定樹木選定について」ご説明いたします。 資料5をご覧ください。記載のありますアースドリーム角山農場のシロヤナギを新たに指定樹木に選定することについて、先ほど視察していただいたところであります。 資料6に樹木の位置図等を、資料7に江別市指定樹木選定事業実施要領を記載しております。 現地視察の際に、質疑応答の時間を設けさせていただきましたが、この場で改めてご審議いただきたく、よろしくをお願いいたします。
大原会長	ただいま説明のありました「江別市指定樹木選定について」について、ご意見やご質問などはありませんか。
裏委員	樹木を後ろから見た際に、腐朽が進んでいるように見えたますが、生育に問題はないのでしょうか。
浅野主査	ご指摘のとおり、樹木の主幹部分に穴があることを確認しております。ただ、樹木全体として落葉や枯死の兆候が見られないことから、活力は維持されていると判断しております。 指定樹木としての価値を有する一方で、市民の安全確保が最優先ですので、毎年度、緑化専門員が行う定期巡視のほか、所有者に対しては適切な維持管理を継続するようにお願いしてまいります。
大原会長	他にご意見等はありませんでしょうか。
我妻副会長	立派なシロヤナギですから、指定してよろしいのではないかと思います。
大原会長	他にありませんか。 なければ、ご審議いただいた江別市指定樹木選定について、当審議会として、指定樹木の選定をすることについて、了承することによろしいでしょうか。
委員一同	了承
大原会長	それでは、指定樹木の選定をすることについて、了承することといたします。 続いて、議案第3号「江別市保存樹木指定について」、事務局から説明をお願いします。

浅野主査	<p>議案第3号「江別市保存樹木指定について」ご説明いたします。</p> <p>こちらは、指定樹木として選定してから10年を経過し、健全で、かつ、樹容がすぐれている樹木について、江別市緑化推進条例第6条第1項の規定に基づき保存樹木として指定しようとするものです。</p> <p>資料8をご覧ください。記載のあります3本の指定樹木、北海道情報大学のミズナラ及びミズキ並びに北翔大学のメタセコイアを保存樹木に指定することについて、先ほど視察していただいたところであります。</p> <p>資料9、資料10及び資料11に樹木の位置図等を、資料12に関係法令を記載しております。</p> <p>現地視察の際に、質疑応答の時間を設けさせていただきましたが、この場で改めてご審議いただきたく、よろしくお願いいたします。</p>
大原会長	ただいま説明のありました「江別市保存樹木指定について」について、ご意見やご質問などはありませんか。
皆川委員	ミズナラとミズキとも若々しく見えましたので、指定することについて賛成します。
大原会長	既に指定樹木ですので、これまでの管理状況等を踏まえて、保存樹木として良いと思いますが、皆様からご意見はありますでしょうか。
郷委員	ミズナラについて、枝払いされている様子でしたが、指定樹木の場合、所有者が市に確認して枝払いをしているものでしょうか。
浅野主査	結論から申し上げますと、市で確認はしておらず、ルール上も問題ありません。市の内規上、通常保育の目的のせん定であれば、届出不要としております。
鈴木課長	補足になりますが、毎年度、緑化専門員が定期巡視を行って樹木の状態を把握しております。その際に何か影響がありそうであれば、所有者に確認をとることとしております。今回のミズナラに関しても、通常のせん定の範囲内ということで対応しておりますので、今後も毎年の巡視の中で確認してまいりたいと思います。
大原会長	指定樹木から保存樹木に昇格するに当たって、所有者に連絡等はされるのでしょうか。
浅野主査	保存樹木に指定する際、所有者から同意書をいただきますので、その際に市と所有者との間で連絡調整が生じますが、所有者に、これまでと別のことをしていただく必要はありません。市が、「指定樹木」と表記した看板を、「保存樹木」と表記した看板に変えるといった実務的なことはありますが、管理謝礼の金額2,500円は変わらず、また、指定解除の際、事前にご相談いただくことにも変わりはありません。
大原会長	<p>樹木の枝が道路にかぶってしまうので、北海道情報大学としても枝払いせざるを得ない部分があるのは致し方ないと思いますが、指定樹木が生えている森自体に、良い木がたくさんあると感じました。</p> <p>個人的な意見にはなりますが、指定樹木だけではなく、その付近一帯を北海道情報大学に保全していただいて、指定樹木と名を打たなくても良い木がたくさんあるということをお知らせするのは悪いことではないと考えます。</p> <p>皆様から他にご意見等はございますでしょうか。</p>
野木委員	<p>私も会長と同意見です。単木単位でミズナラとミズキが重要であることに異論はなく、昇格することにも賛成ですが、樹木の生育地の沢筋が比較的人手がつかない状態で保全されてきたことに意味があると思います。</p> <p>単木としては、道路を挟んで反対側の中央部分にあったハルニレとミズナラもそれなりの樹齢かつ形質も良い大木でしたので、そういった部分も含めて周辺全体を保全していただけないものかと考えます。</p> <p>あくまで、北海道情報大学の土地であり、管理上の都合があると思いますが、単木のみならず一帯としての価値がありますので、保全に留意してほしいという意見が審議会であったことを土地所有者に伝えていただければと思います。</p>
大原会長	やはり、現地を見て判断するということは、とても大切だと思います。樹木は生き物なので、環境の中で生きているわけですから、どういう環境で生きているのかということを実地で確認することは重要であると思います。保存樹木になるということは、北海道情報大学がしっかりと管理してこられたという証ですので、敬意を表してお伝えいただければと思います。

我妻副会長	<p>今の意見に賛成です。おそらく、数年前にあの沢の反対側の道路沿いの木をかなり大量に伐採した時期がありまして、もったいないと思っておりました。保存樹木のみならず、他の木もあるから保存されるという点を、管理者に強く申し入れしていただけたとありがたいと思います。</p> <p>特に、今回のミズナラは法面の上部にあり、かなり不安定であると感じますので、保存樹木として大事にすることが必要です。また、指定樹木が保存樹木に昇格するには10年かかりますので、敷地の真ん中にあった立派な木を指定樹木に選定することについて、検討していただけないかというお願いを含めて、北海道情報大学と連絡調整していただけたとありがたいと思います。</p>
浅野主査	<p>既存の保存樹木の管理と、北海道情報大学の敷地にある一般の木も含めての話であったと思います。保存樹木の管理につきましては、先にご説明したとおり、今後、北海道情報大学に連絡する予定がございますので、ミズナラが斜面に立っていることも含め、いただいたご意見を申し伝えたいと思います。</p> <p>また、指定樹木選定について、指定樹木・保存樹木ともにほぼ例外なく高齢な樹木であり、増やさない限りは減っていく一方でございます。指定樹木選定は、通年で行っておりますが、今回、選定候補となる可能性がある樹木をこの審議会で見いただきましたので、将来的に検討していきたいと思います。</p>
大原会長	<p>保存樹木に指定されると指定樹木が少なくなってしまうので、もし良い木をご存じの方がいらっしゃいましたらお教えいただきたく思います。</p> <p>それでは、ご審議いただいた江別市保存樹木指定について、当審議会として、保存樹木の指定をすることについて、了承することによってよろしいでしょうか。</p>
委員一同	了承
大原会長	<p>それでは、保存樹木の指定をすることについて、了承することといたします。</p> <p>次に、次第5の「その他」について、本日の議題にはありませんが、江別市保存樹木における林木遺伝子銀行110番の活用について、林木育種センター北海道育種場の野木委員からお話があると聞いております。野木委員、よろしくお願いします。</p>
野木委員	(林木遺伝子銀行110番の活用について説明)
大原会長	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>それでは全体を通して、何かご意見等はございますでしょうか。</p>
委員一同	(意見等なし)
大原会長	なければ、事務局からアナウンスはありませんでしょうか。
鈴木課長	<p>次回の審議会開催日程につきましては、現在のところ未定となっております。今後、日程が決まり次第、改めて事務局からご連絡をさせていただきます。皆様ご多忙のことと存じますが、よろしくお願いいたします。</p>
大原会長	ただ今の説明について、ご意見やご質問などありませんか。
委員一同	(意見等なし)
大原会長	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようですので、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。本日は、熱心にご審議いただき、ありがとうございました。これで、進行を事務局にお返しいたします。</p>
鈴木課長	<p>大原会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回江別市緑化推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。</p>